

# 「長谷寺会場・飲食の販売について」

☆第28回長谷の市、長谷寺会場での食品営業については、以下の「調理済包装食品の販売」と「現場調理食品の販売」のいずれか、又は両方が行える参加者を募集しております。

## ● 調理済包装食品の販売（原則）

（許可施設で製造した包装済み食品の販売） ※個人が作る食品の販売は出来ません  
パン類・菓子類・お弁当・団子・もち・清涼飲料水、アイスクリーム類・乳類  
農産加工品 など

食品製造免許または飲食店営業免許を有する者が、あらかじめ容器、または袋等に入れた食品を販売するという主旨です。

注) ☆包装品には、規定の食品ラベルを必ず貼ってください。

（名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、販売者、製造者を表記したもの）

## ● 現場調理食品の販売品（原則）

煮物類・焼物類・お好み焼類・茹物・蒸物・めん類・揚物類・ドッグ・パン類  
焼菓子類・揚菓子類・団子菓子類・まんじゅう・あめ菓子類・喫茶類・酒類 など

注) ☆すべての食品の現場加熱をお願いします（喫茶、酒、あめ菓子等を除く）

- ・お寺での開催の為、主菜が生肉、鮮魚（加工品はOK）の現場調理は不可とします
- ・ご飯類、カレー等は不可
- ・調理済みのものも現場で再加熱してください
- ・生野菜は非加熱のまま使用できません（ドッグ類の具材野菜、きざみネギ 等）
- ・菓子类等、生クリーム、ホイップを使用しないものに限りませ

☆麺類の現場調理の場合、茹で水の排水場所はありません

★原則から外れる内容で飲食出店を希望される場合は、各店舗で、出店申込み前に保健所との事前折衝を行って確認を取ってから出店申込みをしてください。

★実行委員会では、出店者確定後、各店舗より申込書で提出頂いた、内容をそのままを保健所に申請いたしますので、申請後の営業内容の変更等を行う場合、保健所との変更折衝は、各店舗で行ってください。（各店舗の営業・営業内容等は、各自の責任でお願いします）

（鎌倉保健福祉事務所 食品衛生課 TEL：0467-24-3900）

\*別途・保健所資料「縁日祭礼における食品営業について」も参照してください。

★会場で火気を使用する場合は、別途・消防署資料「火気器具を使う場合に必要な事」の注意事項に従って火気器具を使用してください。

（鎌倉消防署 予防担当 TEL：0467-25-7526）